

2023 年度 奥羽大学ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告書

2025 年 2 月 28 日

監事による総評	○奥羽大学ガバナンス・コードに適合した運営がなされ、関係する法令も順守されている。 ○理事会の役割が明文化され、学長への権限委任が正しく行われ、教学マネジメントが有効に機能している。 ○教員と事務職員が相互に協力する教職協働が教育研究活動において適切に行われている。 ○学生を最優先に考えた教育への取組みがなされている。
監事からの意見	○法人の監事監査は年間計画どおり遂行されている。 ○教育カリキュラムは充実しており、優れた学修環境が整っている。 ○入学定員を確保する取り組みをさらに強力に行うことで、財政基盤を強化することが望まれる。

第 1 章 私立大学の自主性・自律性 (特色ある運営) の尊重	建学の理念である、「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな人材を育成する」ことによって、地域医療に貢献するという使命のもと、その実現に向けての具体的目標と中期計画を策定し、社会に公表しています。また、法人は自主的運営基盤の強化を図り、教育の質の向上と経営の透明性を確保し、公共性と地域貢献を念頭に運営されています。 参考 奥羽大学 HP (奥羽大学中期目標・中期計画) https://www.ohu-u.ac.jp/information/zaimu/2022keikaku.pdf
第 2 章 安定性・継続性 (法人運営の基本)	学校法人晴川学舎は、経営の強化・安定性・継続性に努め、教育・研究及び社会の還元という公的使命の負託に対する役割、責務を果たすため、ガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築しています。 ○理事会は、法人の意思決定機関として、議決事項を明確化し、理事及び大学運営責任者を監督し、内部統制やリスク管理を適切に行っています。 ○理事会は、教学に関する権限を学長に委任し、各部署を総督させています。 ○理事会は、年間計画に沿って開催されており、審議事項は事前に決定し、理事で共有しています。 ○理事・監事の損害賠償責任及びその減免に関する規程が整備されています。 ○利害関係にある理事は理事会の議決に加わることができないことが規定されています。 ○学内理事と学外理事の役割は明文化されているが内容充実のための研修機会を望みます。 ○監事の責務、賠償責任義務が明文化されています。 ○監事は、法人の業務、財産、理事の業務執行状況を監査した結果を理事会に出席し、報告しています。 ○監事に対する研修は、外部団体の研修会に参加することによって実施しています。 ○評議員会は、理事長の諮問機関として、予算、決算、中期的計画など 9 項目について意見を述べ、その役割を果たしています。 ○評議員は、年間計画に従って評議員会に出席し、理事会に対して意見を述べています。 ○評議員に対する研修機会を望みます。
第 3 章 学長	○学長の責務は明確に示されており、理事会から委任された教学に関する権限を行使しています。 ○学長は、リーダーシップを発揮して教学運営を統括し、理事会から委任された権限を行使しています。 ○歯学部部長、薬学部部長は校務を掌理し、学長を補佐しています。 ○教授会は、学則に定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べていますが、最終判断は学長が行っています。
第 4 章	私立大学に求められる公共性と信頼性が確保され、建学の理念のもと、自律的に教育事業を行っており、

公共性・信頼性	社会から信頼され、支えられる存在となっています。 ○学生に対して、3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋を具体的に示しています。 ○多様性の受容の理念を踏まえ、健全な学生生活を阻害するあらゆるハラスメントに毅然とした対応を行います。 ○教員と事務職員は、教育研究活動を組織的かつ効果的に運営するため、適切な協働体制を整えています。 ○FD・SD活動を推進し、教員、事務職員の資質向上に努めています。 ○自己点検自己評価を毎年実施し、その報告書をホームページに掲載し社会に公表しています。 ○自己点検自己評価に対する外部からの意見・評価を取り入れています。 ○大学がもつ資源を公開講座、産学連携等により社会に還元し、知の拠点としての役割を果たしています。 ○危機管理に対して、奥羽大学防災・業務継続計画（BCP）を整備し、災害防止対策、不祥事防止対策に取り組むとともに、災害時における事業継続のための体制整備に努めています。 ○法令違反等の通報・相談窓口を設置するとともに、通報者に対して保護を図る体制を整備しています。
第5章 透明性の確保 (情報公開)	法人運営、教育研究活動の情報を本学ホームページを積極的に活用して広く伝えることで、透明性を確保し、ステークホルダーへの説明責任を果たしています。 ○学校教育法施行規則に則った情報公開を今後も継続を望みます。 ○公開に際しては、分かりやすさを心がけて丁寧な説明を望みます。